

答 申 第 1 4 号

平成13年9月27日

札幌市長 桂 信 雄 様

札幌市個人情報保護審査会

会 長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年10月27日付け，札幌市政第323号をもって諮問のありました下記の件について，
別紙のとおり答申します。

記

消防長が行った，「平成 年 月 日に私が から 病院に運ばれた際の
『傷病者引継書』」の一部開示決定に対する係る審査請求

1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に係る「傷病者引継書（疾病用）」について、これを一部開示としたことは相当ではなく、開示すべきものと判断します。

2 審査請求に至る経緯

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりです。

(1) 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成12年6月15日付けで札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 年 月 日に私が から 病院に運ばれた際の『傷病者引継書』」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 一部開示決定

本件請求に対し、実施機関は一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成12年6月29日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成12年7月7日付けで実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき審査請求をした。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりです。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が平成12年6月29日付けで通知を行った一部開示決定処分を取り消し、全部を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 非開示情報には警察官に関する情報が含まれており、開示すると警察官の正当な利益を侵すおそれがあるという理由では、条例第17

条第3号及び第6号には該当しない。優先すべきは市民の利益であり、はきちがえている。

イ 中央消防署中央救急隊長は、審査請求人が所持していた診察券により 病院に電話を入れ、審査請求人の循環器に係る病名を収集した。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報（以下「本件情報」という。）は、本件請求に対し非開示とされた次の個人情報である。

「傷病者引継書（疾病用）」中の「主訴及び既往歴等」の一部

(2) 本件情報を非開示とする理由について

ア 条例第17条第3号の該当性について

非開示部分は第三者から得た情報であり、当該第三者から開示することの同意を得ることができなかった。この意見を無視して開示した場合には、今後の救急業務の実施に当たり、当該第三者からの協力が得られにくくなり、ひいては消防業務の執行に著しい支障が生ずる恐れがある。

イ 条例第17条第6号の該当性について

(ア) 本件情報を開示すると第三者と審査請求人との信頼関係を損ない、当該第三者の正当な利益を侵すおそれがある。

(イ) 救急搬送の当時の審査請求人の意識レベルを考慮すると、救急隊の第三者に対する問い合わせとその復唱を審査請求人が聞いていたとは想定できない。

(ウ) 本件情報を開示すると第三者の業務に支障を及ぼし、当該第三者の正当な利益を侵すおそれがある。

5 審査会の判断

(1) はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要があります。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものであります。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件審査請求に係る一部開示決定の妥当性について検討することにいたします。

(2) 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報は、本件請求に対し非開示とされた次の個人情報であると認められます。

「傷病者引継書（疾病用）」中の「主訴及び既往歴等」欄の一部

(3) 条例第17条第3号の該当性について

本号は、開示することにより、本市又は国等が行う事務の目的が損なわれたり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがある個人情報について、非開示とすることができる趣旨の規定です。

そして、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき」とは、例えば、特定の者に利益を与えたり著しい不公平を生じるもの、経費が著しく増大したり、事務事業の実施の時期が大幅に遅れて行政の質の著しい低下を来すもの、事務事業実施のために必要な関係者の理解又は協力が得られにくくなるおそれのあるもの、その他これらに類する事項をいうと解されます。

また、本号は、本市や国等が行っているあらゆる事務事業のすべてにわたる包括的な規定であることから、その運用に当たっては、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する必要があります。

ところで、実施機関は、本件情報の開示について第三者の同意が得られず、この意見を無視して開示した場合には、今後の救急業務の実施に

あたり協力が得られなくなり，消防業務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがある旨主張しております。

そこで，当審査会において当該第三者からの意見聴取も踏まえて検討したところ，開示したとしても消防業務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められず，本件情報は本号に該当する情報であるとはいえません。

(4) 条例第17条第6号の該当性について

本号は，開示することにより，開示請求者以外の第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは，請求者の個人情報に非開示とすることができる趣旨の規定です。

そして，「正当な利益を侵すおそれがある」とは，法令又は社会通念に照らして，当該第三者が有すると考えられる利益が侵されるおそれがある場合をいい，当該第三者の正当な利益が侵されるかどうかについては，具体的には，開示請求者と当該第三者の関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるべきものであります。

ところで，本件情報についてみると，実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報は，確かに第三者たる法人から得た情報であると認められます。

そこで，この第三者情報の内容等について，当審査会において当該第三者からの意見聴取も踏まえて検討したところ，開示したとしても当該第三者の正当な利益が侵されるおそれがあるとは認められず，本件情報は，本号に該当する情報であるとはいえません。

(5) 終わりに

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断します。

6 審査会の審査経過

本件審査請求についての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審 査 経 過
平成12年10月30日	諮問書及び実施機関の一部開示理由説明書を受理
平成13年 4 月16日	審査請求人の意見書を受理
平成13年 6 月 7 日 (第53回審査会)	審議 (事案の経過・概要等) 実施機関から意見を聴取
平成13年 7 月12日 (第55回審査会)	関係者から意見を聴取
平成13年 8 月 9 日 (第56回審査会)	審議
平成13年 8 月31日 (第57回審査会)	審議
平成13年 9 月27日	答申

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職	備考
大西 有 二	北海学園大学法学部教授	
常 本 照 樹	北海道大学大学院法学研究科教授	
道 幸 哲 也	北海道大学大学院法学研究科教授	会 長
原 敦 子	弁護士	会長職務代理
村 上 裕 章	北海道大学大学院法学研究科助教授	